

# ご注意ください!! 注意 光サービスのプロバイダ乗り換え

**Q** 契約中のプロバイダ業者から電話があり「光回線も当社で契約すれば月々の利用料金が500円安くなる」などと言われ変更することを了承しましたが、まだ正式な契約ではないと思っていました。数日後に書類が届き、契約が成立していたことがわかり、しかも2日後から開通することになっています。家族にも相談して必要がないと思いきやすぐに解約を申し出たところ、1万円の違約金を請求されました。電話では違約金の説明はなかったのですが、支払わなければならないのでしょうか。



**A** N T T 東日本が今年の2月から光サービスの「卸売」を開始したことで、プロバイダ業者や他業者による光サービスの営業が活発になっています。このサービスは、従来の工事等を伴う光サービスへの乗り換えとは異なり、「転用」という簡易な手続きにより乗り換えが可能となります。転用の手続きは、契約者がN T T 東日本に連絡して「転用承諾番号」を取得することが必要です。今回の相談では、プロバイダ業者からそのような説明や、解約時の違約金についての説明もなかったことから、違約金を支払わずに解約できる可能性があります。まずは勧誘時の経緯や要望を書面にしてプロバイダ業者に送付したうえで自主交渉することを勧めました。



## 消費生活相談室 休館日のご案内

土・日曜日、祝日・年末年始以外で次の日がお休みとなっています。

☆7月30日(木)

☆8月14日(金)

☆10月27日(火)

7月							8月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4	2	3	4	5	6	7	8
5	6	7	8	9	10	11	9	10	11	12	13	14	15
12	13	14	15	16	17	18	16	17	18	19	20	21	22
19	20	21	22	23	24	25	23	24	25	26	27	28	29
26	27	28	29	30	31		30	31					

9月							10月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4	1	2	3	4	5	6	7
6	7	8	9	10	11	12	8	9	10	11	12	13	14
13	14	15	16	17	18	19	15	16	17	18	19	20	21
20	21	22	23	24	25	26	22	23	24	25	26	27	28
27	28	29	30				29	30	31				

■は休館日となります。

消費生活だよりは7・9・12・3月の年4回発行し、市の施設や関係機関等で配布しています。平成27年度は東京都の交付金を活用して自治会にも配布しています。

問合せ先  
府中市生活環境部経済観光課  
消費生活係  
TEL 042-335-4124  
FAX 042-360-9370  
Eメール shouhi@city.fuchu.tokyo.jp

# 府中市 消費生活だより

No.21 平成27年7月発行

編集・発行  
府中市生活環境部  
経済観光課消費生活係

〒183-8703 府中市宮西町2-24  
Tel.042(335)4124

## 「機能性表示食品」制度がはじまりました

機能性表示食品は、事業者の責任において、科学的根拠に基づいた機能性を表示した食品です。販売前に安全性及び機能性の根拠に関する情報などが消費者庁長官へ届け出られたものです。ただし、特定保健用食品とは異なり、消費者庁長官の個別の許可を受けたものではありません。



パッケージのイメージ

### 具体的にはどんなもの？

- 「おなかの調子を整えます」「脂肪の吸収をおだやかにします」など、特定の保健の目的が期待できる(健康の維持及び増進に役立つ)という食品の機能性を表示することができる食品です。
- 機能性表示食品は、疾病の診断、治療、予防を目的としたものではなく、また、疾病に罹患している方、未成年者、妊産婦(妊娠を計画している者を含む)及び授乳婦を対象に開発された食品ではありません。

「おかしいな」「困ったな」と感じたらひとりで悩まず消費生活相談室にご相談ください

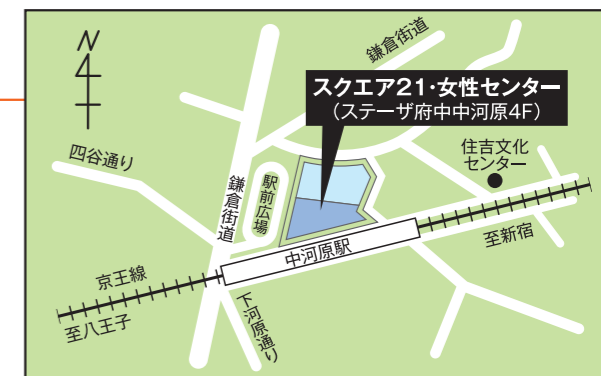
## 府中市消費生活相談室

相談専用 ☎042-360-3316

相談時間 午前10時～正午、午後1時～4時

相談場所 府中市消費生活相談室  
スクエア21・女性センター内

相談方法 電話、または来所





# 「機能性表示食品」は何が表示されているの？

主要な面に「機能性表示食品」と表示されている。

届出番号が表示されている。  
※消費者庁のウェブサイトで、届出番号ごとに安全性や機能性の根拠に関する情報が確認できる。

消費者庁のウェブサイトで、安全性や機能性など事業者が届け出た情報が公開されています。より詳しいことを知りたい場合には、ぜひご覧ください。



パッケージ表

機能性表示食品

届出番号△△△

●●●(商品名)

<届出表示>

本品には◇◇が含まれているので、□□の機能があります。

本品は、事業者の責任において特定の保健の目的が期待できる旨を表示するものとして、消費者庁長官に届け出されたものです。ただし、特定保健用食品と異なり、消費者庁長官による個別審査を受けたものではありません。

機能性について届け出た内容が表示されている。

パッケージ裏

名称:○○○○  
原材料名:●●●●、△△△、○○○  
内容量:90g(1粒500mg×180粒)  
賞味期限:欄外に記載  
保存方法:直射日光、高温・多湿の場所を避けてください。  
製造者:○○○○

栄養成分表示  
(1日当たりの摂取目安量(2粒あたり))

エネルギー	○kcal
たんぱく質	○g
脂質	○g
炭水化物	○g
食塩相当量	○g

機能性関与成分 Omg

賞味期限

バーコード

1日に摂取する量の目安、摂取方法が表示されている。

機能性表示食品は医薬品ではないことが表示されている。

病気の人、子ども、妊産婦、授乳婦は対象ではないことが表示されている。

あくまでも食事がベースであることが表示されている。

事業者にお問い合わせができるように電話番号が表示されている。

●1日当たりの摂取目安量:2粒●摂取の方法:水またはぬるま湯と一緒に召し上がりください。  
●摂取上の注意:本品は多量摂取により疾患が治療したり、より健康が進捗するものではありません。

●本品は疾患の診断、治療、予防を目的としたものではありません。

●本品は、疾病に罹患している人、未成年者、妊産婦(妊娠を計画している者を含む)及び授乳婦を対象に開発された食品ではありません。●疾病に罹患している場合は医師、薬剤師に相談してください●体調に異変を感じた際は、速やかに摂取を中止し、医師に相談してください。

食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。

●お問合せ先:××株式会社  
〒100-××××東京都○○区△△町××  
0120-×××-××××

どのくらいの機能性関与成分が摂取できるのかが表示されている。

# 機能性表示食品の利用ポイント!

□まずは、ご自身の食生活をふりかえってみましょう。食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスをとることが大切です。

□たくさん摂取すれば、より多くの効果が期待できるというものではありません。過剰な摂取が健康に害を及ぼす場合もあります。

パッケージに表示してある注意喚起事項をよく確認して、摂取するようにしましょう。パッケージには、一日当たりの摂取目安量、摂取の方法、摂取する上での注意事項が明示されていますので、よく読みましょう。

□体調に異変を感じた際は、速やかに摂取を中止しましょう。

体調に異変を感じた際は、速やかに摂取を中止し、医師に相談してください。

パッケージには、事業者の連絡先として電話番号が表示されていますので、商品による健康被害が発生した場合は連絡してください。

もっと詳しく知りたい方は...

消費者庁のホームページでは、食品表示に関する最新情報やパンフレットなどが随時更新されています。

消費者庁 <http://www.caa.go.jp/foods/index.html>



府中市マスコットキャラクター

ふちゅこま

府中市消費生活相談室 ☎042-360-3316(相談専用)